

○厚生労働省告示第三十六号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二十三条の二第一項の規定に基づき、薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年一月二十八日

厚生労働大臣 長妻 昭

別表に次のように加える。

四百十四	1 電動式液晶サーモグラフィ装置	一 T〇六〇一―	体表温度分布を計測、表示又は分析するために用いること。
四百十五	1 電気音響トランスデューサ	一 T〇六〇一―	心臓の活動によって生じ、体表に伝達される振動を検出するために用いること。
四百十六	1 電動式皮膚痛覚計	一 T〇六〇一―	患者の痛みに関する感受性を測定するために用いること。
四百十七	1 単回使用眼科手術用チューブ付カニューレ	一 T〇九九三―	眼科手術時に灌流液等の注入又は眼内物質等の吸引に用いること。

	四百十八	1 単回使用皮下導通用トンネル	一 T〇九九三―	チューブ等を導通させる目的で皮下にトンネルを作製するために用いること。
四百十九	1 単回使用眼科用医薬品注入器	一 T〇九九三―	薬液を眼内等に注入するために用いること。	
四百二十	1 単回使用止血用クリップ アプライヤ	一 T〇九九三―	止血用クリップを取り付けるために用いること。	
一 四百二十	1 単回使用自動縫合器	一 T〇九九三―	組織の縫合に用いること。	
二 四百二十	1 単回使用関節鏡用縫合器	一 T〇九九三―	関節鏡使用下で組織の縫合に用いること（高度管理医療機器であるステープルを内蔵するものを除く。）。	
三 四百二十	1 単回使用手術用ステープル	一 T〇九九三―	手術に使用するステープルの打ち込みに用いること（高度管理医療機器であるステープルを内蔵するものを除く。）。	

四百二十	1	単回使用ワイヤ・結さつ 糸パサー	一	T〇九九三―	ワイヤ又は結さつ糸を組織に貫通させるために用いること。
四百二十	1	単回使用縫合糸パサー	一	T〇九九三―	縫合糸及び縫合針を組織に貫通させるために用いること。
四百二十	1	単回使用ステープルリム ―バ	一	T〇九九三―	手術に使用するステープルを抜去するため用いること。
四百二十	1	単回使用皮膚クリップ	一	T〇九九三―	皮膚切開端の接近又は電極等の皮膚への固定に用いること。
四百二十	1	単回使用頭皮クリップ	一	T〇九九三―	頭皮の止血に用いること。
九	1	単回使用手術用パンチ	一	T〇九九三―	組織、血管等に孔を作製するために用いること。
四百三十	1	能動型展伸・屈伸回転運 動装置	一	T〇六〇―	上肢、下肢又は背筋等の筋力を維持、発達又は回復させるために用いること。
四百三十	1	電動式角膜トレパン	一	T〇六〇―	角膜ボタン（角膜の輪状片）の切除

四百三十	八	七	六	五	四	三	二	一
1 単回使用のこぎり	1 電動式手術用のこぎり	1 単回使用手術用のこぎり	1 単回使用眼科用せん刀	1 単回使用はさみ	1 単回使用アデノトーム用刃	1 単回使用手動式角膜トレパン	1 単回使用強膜刀	1 単回使用強膜刀
T〇九九三―	一 T〇六〇―	一 T〇九九三―	一 T〇九九三―	一 T〇九九三―	一 T〇九九三―	一 T〇九九三―	一 T〇九九三―	一 T〇九九三―
医療用の単回使用のこぎりとして用いて用いること。	医療用の電動式手術用のこぎりとして用いること。	医療用の単回使用手術用のこぎりとして用いること。	眼科手術時の組織の切断等に用いること。	医療用の単回使用はさみとして用いること。	アデノイド組織の切除に用いること。	角膜ボタン（角膜の輪状片）の切除に用いること。	強膜の切開に用いること。	に用いること。

九	四百四十	1	単回使用やすり	一	T〇九九三―	医療用の単回使用やすりとして用いること。
一	四百四十	1	単回使用眼科用スネア	一	T〇九九三―	切除する組織の周囲に軟性ワイヤ等のループを配置し、これを締め付けるために用いること。
二	四百四十	1	単回使用頭蓋骨用バー	一	T〇九九三―	軟質又は硬質の頭蓋組織の孔あけに用いること。
三	四百四十	1	気道確保用針	一	T〇九九三―	気道の開口に用いること。
四	四百四十	1	単回使用穿孔器	一	T〇九九三―	組織又は骨の穿孔等に用いること（注入又は生検に用いるものを除く。）。
五	四百四十	1	単回使用髄核切除吸引摘出器	一	T〇九九三―	経皮的に髄核を摘出するために用いること。
六	四百四十	1	単回使用 dermatome 用刃	一	T〇九九三―	dermatome に取り付け、皮膚移植組織を採取するために用いること。

七	四百四十	1 リツパ	一	T〇九九三―	血管の切除等に用いること。
八	四百四十	1 ト	一	T〇九九三―	医療用の単回使用眼科用ピンセットとして用いること。
九	四百四十	1 ピンセット	一	T〇九九三―	医療用の単回使用ピンセットとして用いること。
	四百五十	1 鉗子 ^{かん}	一	T〇九九三―	組織等を把持、圧迫又は支持するために用いること。
一	四百五十	1 消息子	一	T〇九九三―	洞、瘻 ^{ろう} その他の空洞又は創部等の探查等に用いること。
二	四百五十	1 開瞼器 ^{けん}	一	T〇九九三―	医療用の単回使用開瞼器として用いること。
三	四百五十	1 剥離器 ^{はく}	一	T〇九九三―	舌の上部から剥離物を採取するために用いること。
四	四百五十	1 眼科用鋭ひ	一	T〇九九三―	眼組織の切除等に用いること。

二	電動式整形外科用リーマ	一	処置又は眼の表面若しくは周辺構造からの物質の除去等に用いること。
三	電動式整形外科用リーマ	一	組織の切削等に用いること。
四	単回使用骨接合用器械	一	骨接合手術における切削、切除、切断、穿孔等に用いること。
五	電動式整形外科用セメント トデイスペンサ	一	手術部位に整形外科用セメントを注入するため用いること。
六	電池電源式手術用ドリル	一	組織、骨等の切削、穿孔等に用いること。
七	電動式手術用ドリル	一	組織、骨等の切削、穿孔等に用いること。
八	電動式骨手術器械	一	骨手術における切削、切除、切断、穿孔等に用いること。
九	電池電源式骨手術用器械	一	骨手術における切削、切除、切断、穿孔等に用いること。

	四百七十	1	単回使用髄管ブラシ	一	T〇九九三―	整形外科用セメントの注入時に、髄管から血餅又は骨片を除去するために用いること。
一	四百七十	1	単回使用整形外科用やすり	一	T〇九九三―	医療用の単回使用整形外科用やすりとして用いること。
二	四百七十	1	単回使用手動式手術用ドリル	一	T〇九九三―	組織又は骨等の切削、穿孔等に用いること。
三	四百七十	1	単回使用整形外科用バー	一	T〇九九三―	顎顔面手術、脊椎手術及び骨手術時に、骨組織の孔あけ、整形等に用いること。
四	四百七十	1	単回使用手術用ドリルアタッチメント	一	T〇九九三―	ドリル等の手術用工具を手術用器械に接続するために用いること。
五	四百七十	1	単回使用手術用クラウンドリルビット	一	T〇九九三―	骨組織の採取、整形用スクリューの除去等のために用いること。
六	四百七十	1	単回使用骨手術用器械	一	T〇九九三―	骨手術における切削、切除、切断、穿孔等に用いること。

一	四百八十	器械	1 単回使用靱帯・腱手術用	一	T〇九九三―	除、切断、穿孔等に用いること。
	四百八十	器械	1 電池電源式関節手術用器	一	T〇六〇―	断、穿孔等に用いること。
九	四百七十		1 単回使用関節手術用器械	一	T〇九九三―	断、穿孔等に用いること。
八	四百七十	器械	1 電池電源式脊椎手術用器	一	T〇六〇―	断、穿孔等に用いること。
七	四百七十		1 単回使用脊椎手術用器械	一	T〇九九三―	断、穿孔等に用いること。